

津幡農業振興地域整備計画変更の公告・縦覧について

津幡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し、権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対し、異議があるときは、令和8年9月30日の翌日から起算して15日以内に津幡町にこれを申し出ることができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案に関し、津幡町の住民は、当該農業振興地域整備計画案に対し意見があるときは、下記に示す縦覧期間内に津幡町に対して意見書を提出することができる。提出された意見書については、要旨をとりまとめ、処理結果を公告する。

令和8年 9月 1日

津幡町長 吉田 克也

記

1. 津幡農業振興地域整備計画の案の縦覧期間（意見書の受付期間）

自 令和 8年 9月 1日

至 令和 8年 9月30日（意見書の提出期限）

2. 津幡農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地

津幡町役場 産業建設部農林振興課

3. 意見書の提出先・提出方法・意見書提出に当たっての注意事項

- ① 意見書は住所及び氏名を明記した書面にて、津幡町産業建設部農林振興課へ提出するものとする。
- ② 意見書を郵送する場合は、意見書の提出期限に必着とする。
- ③ 意見書に明記された住所及び氏名は津幡町住民であることの確認に使用する。

4. 異議の申出先・申出方法・申出に当たっての注意事項

- ① 異議は住所及び氏名を明記した書面にて、津幡町産業建設部農林振興課に提出するものとする。
- ② 異議を郵送する場合は、令和8年9月30日の翌日から起算して15日以内に必着とする。

津幡農業振興地域整備計画変更理由書

1. 津幡農業振興地域整備計画の策定・変更理由

法第13条第2項各号に該当する土地（No.1）、法第10条第4項に該当する土地（No.2）、及び法第10条第3項各号のいずれにも該当していない土地（No.3）であり、今後、農業施策を実施する予定がないため。

2. 農用地利用計画の策定・変更理由

(1) 農用地区域からの除外

No.	現況用途	所在地	面積（㎡）	除外する理由
1	田	津幡町字竹橋西 207 番の一部 外 3 筆	2,873 ㎡	駐車場及び資材置場用地のため
2	田	津幡町字竹橋西 207 番の一部	24 ㎡	携帯電話等の無線通信施設用地のため
3	田	津幡町字東荒屋リ 315 番	51 ㎡	住宅用地のため

(2) 農用地区域への編入

No.	現況用途	所在地	面積（㎡）	編入する理由

(3) 農用地区域内における用途区分の変更

No.	現況用途	所在地	面積（㎡）	用途変更の理由

津幡農業振興地域整備計画変更案に対する意見書の処理結果

縦覧期間 令和 8年 9月 1日 ～ 令和 8年 9月30日

処理結果区分	意 見 内 容	件数	処 理 結 果
対応済み (計画案を修正し、縦覧公 告をやり直した)			
要検討 (今後の農業施策の中で 検討課題として扱う)			
対応困難 (諸般の事情により対応 が困難である)			
その他 (情報提供、感想、質問、 関係のないもの)			